

## 税務

# 直接審査請求は2,218件と過去最高

再調査の請求、認容割合は「4.6%」と過去10年で最低

## 要約

- 令和4年度の再調査の請求の件数は1,533件と前年度から37.0%増加。処理件数(1,371件)のうち、認容割合は「4.6%」と過去10年間で最低の割合。
- 審査請求の件数は3,034件で過去2番目に多い件数。このうち、直接審査請求の件数は2,218件で過去最高。
- 訴訟の発生件数は173件で前年度から8.5%減少。

国税庁は6月14日、「令和4年度における再調査の請求、訴訟、審査請求の概要」を公表した。これによると、再調査の請求の発生件数は1,533件と、前年度(1,119件)に比べ37.0%増加したことが分かった。処理件数は1,371件(対前年度比+14.4%)で、このうち納税者の主張が何らかの形で受け入れられた認容件数はわずか63件(一部認容45件、全部認容18件)だった。認容割合は4.6%であり、過去10年で最も低い割合となっている。この点、国税庁によると、あくまでも個々の事績の積み上げに過ぎないが、調査の時点で訴訟を見据えた証拠書類等の収集が結果として不服の取り消しの少なさに繋がったことなど、様々な要因が考えられるとしている。

審査請求の件数は3,034件(対前年度比+22.2%)と4年ぶりに3,000件を超え、過

去2番目に多い件数となっている(最多は平成30年度の3,104件)。処理件数は3,159件で前年度より38.4%増加しており、過去10年で最多の件数であった。また、処理件数のうち、認容件数は225件(一部認容153件、全部認容72件)で、その認容割合は7.1%となっている。なお、審査請求の発生件数(3,034件)のうち、再調査の請求を経ずに直接審査請求を行った件数は2,218件と、前年度(1,811件)から22.5%増加しており、過去最高の件数となっている。発生件数に占める直接審査請求の割合は73.1%であった。

訴訟の発生件数は、173件で前年度から8.5%減少している。このうち新規(第一審)の発生件数は99件と前年度(96件)から3.1%増加し、令和に入ってから減少していた件数は回復傾向にあるものの、過去3番目に低い数字であった。また、終結件数は186件で、このうち国側が敗訴したものは10件(一部敗訴4件、全部敗訴6件)だった。敗訴割合は5.4%(対前年度比1.1ポイント減少)となっている。敗訴件数を税目別、審級別にみると、一審5件(所得税1件、法人税1件、消費税1件、印紙税1件、徴収関係1件)、控訴審4件(所得税2件、法人税1件、徴収関係1件)、最高裁1件(法人税1件)となっている。